改　5.471　付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825-8850MHz及び9000-9200MHzの周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務（海岸に設置するレーダーに限る。）に分配する。

追　5.474A　地球探査衛星業務（能動）による9200-9300MHz及び9900-10400MHzの周波数帯の使用は、9300-9900MHzの周波数帯内では十分に対応することができない600MHz以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。第9.52号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務（能動）を運用している衛星システムの通告主管庁は、第９条の第ⅡD節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

追　5.474B　地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ITU-R勧告RS.2066-0に従う。

追　5.474C　地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ITU-R勧告RS.2065-0に従う。

追　5.474D　地球探査衛星業務（能動）の局は、9200-9300MHzの周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHzの周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに10.0-10.4GHzの周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

改　5.477　業務の種類の地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する9800-10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（第5.33号参照）。

改　10-11.7GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 固定 移動 無線標定 アマチュア 5.474D 5.479	10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 無線標定 アマチュア 5.474D 5.479 5.480	10-10.4 地球探査衛星（能動） 5.474A 5.474B 5.474C 固定 移動 無線標定 アマチュア 5.474D 5.479
10.4-10.45 固定 移動 無線標定 アマチュア	10.4-10.45 無線標定 アマチュア 5.480	10.4-10.45 固定 移動 無線標定 アマチュア
…		

10.7-10.95 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441（地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く。）	10.7-10.95 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441 移動（航空移動を除く。）
10.95-11.2 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B （地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く。）	10.95-11.2 固定 固定衛星（宇宙から地球）5.484A 5.484B 移動（航空移動を除く。）
11.2-11.45 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441（地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く。）	11.2-11.45 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.441 移動（航空移動を除く。）
11.45-11.7 固定 固定衛星（宇宙から地球） 5.484A 5.484B （地球から宇宙） 5.484 移動（航空移動を除く）	11.45-11.7 固定 固定衛星（宇宙から地球）5.484A 5.484B 移動（航空移動を除く。）

改　5.480　付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

改　5.481　付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コスタリカでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。

追　5.484B　決議第155(WRC-15)を適用する。

改　11.7-14GHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域